



発行
東京都

目次

53

条 例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第六九号）

一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二四年環境省令第一五号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準等を改めず。

（一）一・四―ジオキサンの係る暫定排水基準を見直します。

（例）エチレンオキサイド製造業 一リットル当たり六ミリグラム ↓ 一リットル当たり三ミリグラム

（二）一・四―ジオキサンに係る暫定排水基準の適用期限を平成三三年五月二四日まで延長します。

二 この条例は、平成三〇年五月二五日から施行します。

条 例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年東京都条例第六六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年五月二十四日」を「平成三三年五月二十四日」に改める。
附則別表中「六」を「三」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年五月二十五日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001